



地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所(環農水研)
生物多様性センター 担当：池口、石井、土井、原口、西山
TEL：072-833-2770 FAX:072-831-0229

プレスリリース

令和4年4月18日 14:00

府政記者会 会員各位
大阪科学・大学記者クラブ 会員各位
枚方記者クラブ 会員各位

森のめぐみを活用して資源循環型社会を実現する！

『広葉樹林の活用に向けた森林整備マニュアル』

を作成しました

大阪府域の森林面積の約40%は、広葉樹林・竹林・マツ林（以下、「広葉樹林等」）が占めています。

令和元年度に策定された大阪府森林整備指針では、林業適地にある広葉樹林等を「資源管理林」と位置付け、健全に維持しつつ、可能な場所では森林資源の活用を通じた管理を行うという方向性が示されました。

また同じく令和元年度から、「森林経営管理制度※1」の運用とともに、「森林環境譲与税※2」が配分され、市町村がこれらの制度や財源を活用して、自らが主体となって森林の保安全管理に取り組むことが可能となりました。

そこで、環農水研生物多様性センターでは、大阪府から委託を受け、市町村が広葉樹林等の活用に向けた森林整備の取組みを実施する際にご利用いただける『広葉樹林の活用に向けた森林整備マニュアル』を作成しました。

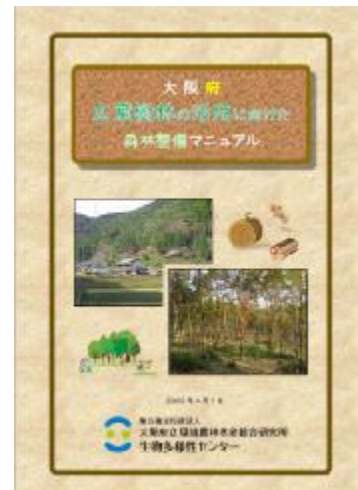
<http://www.kannousuiken->

[osaka.or.jp/kankyo/info/doc/2022040700021/file_contents/R4manual.pdf](http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/kankyo/info/doc/2022040700021/file_contents/R4manual.pdf)

本マニュアルでは、森林整備手法を3つのステップで説明しています。ステップⅠでは、資源管理林状況把握、ステップⅡでは、「広葉樹林の利用」を目指した森づくり、「広葉樹林の利用」以外の視点での森づくり、ステップⅢでは、具体的な森林整備手法に加え、有用な広葉樹種や利用方法などの参考情報や森林整備を実施する上での留意事項について解説しています。

さらに、「設計・施行編」として、工事を発注する際の仕様書や工事の積算に必要な歩掛表等の記入例を掲載しています。

今後は、本マニュアルを活用して市町村での森林整備を支援していきます。



※1 適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者を繋ぐ制度

参考：森林経営管理制度（森林経営管理法）について（林野庁 HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



※2 私有林人工林面積等により按分して国から譲与され、市町村や都道府県が森林整備等を実施するために活用される財源

参考：森林環境税及び森林環境譲与税（林野庁 HP）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

